

(案)

岩手海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域を次のとおり設定する。

令和5年 月 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

- 1 保護区域 次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域
- ア線 中心線に平行して点アを通る直線
イ線 中心線に平行して点イを通る直線
ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線
エ線 中心線に直角に点エを通る直線
中心線 左側の台と右側の台（それぞれ2個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線
点ア 左側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点
点イ 右側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点
点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点
点エ 元地
漁場別の距離 別表のとおり
- 2 保護区域内における漁業の制限 保護区域内においては、第二種共同漁業（小型定置漁業）に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

公示番号	漁場名	時期	距離 (m)			備考
			点ア	点イ	点ウ	
二共第2号	オーダー	周年	300	200	100	久慈地区
二共第3号	岸桑畑網	〃	300	200	100	〃
二共第4号	ウスクルビ	〃	300	200	100	〃
二共第5号	トクソ	〃	300	200	100	〃
二共第6号	イナリ	〃	300	200	100	〃
二共第7号	大尻網	〃	300	200	100	〃
二共第8号	前浜	〃	300	200	100	〃
二共第9号	米田岸	〃	300	200	100	〃
二共第10号	米田沖	〃	300	200	100	〃
二共第11号	根井	〃	300	200	100	〃
二共第12号	夏下安家	夏	300	200	100	〃
二共第13号	夏沖下安家	〃	300	200	100	〃
二共第14号	秋船越網	秋	300	200	100	〃
二共第15号	秋せんま網	〃	300	200	100	〃
二共第104号	やかた網	周年	200	300	0	宮古地区
二共第105号	二丁目	〃	300	300	300	〃
二共第106号	真木沢	〃	500	300	300	〃
二共第107号	長崎	〃	500	300	300	〃

二共第 108 号	隠畑	〃	500	300	300	〃
二共第 109 号	二戈王	〃	500	300	300	〃
二共第 202 号	下り松	〃	70	30	30	釜石地区
二共第 311 号	秋瀬沢小	秋	100	150	50	大船渡地区
二共第 312 号	秋油崎小	〃	100	200	0	〃
二共第 315 号	経神	周年	300	100	150	〃